

## 九州・沖縄ブロック役員会・国立施設部会総会における質問に答える

〔質問要旨〕

昨年4月の診療報酬改定で、看護職員の配置基準が変更になった。

- 1) 看護職員と看護要員との違いについて。
- 2) 障害者施設等入院基本料は、3区分となったが、その中の「10対1」とは、どういう意味か。

〔回答〕

- 1) 「看護職員」とは、看護師と准看護師の有資格者をいいます。  
「看護要員」とは、「看護職員」に「看護補助者」を含める場合に使用しています。
- 2) 障害者施設等入院基本料（1日につき）は、3区分となりました。

1	10対1入院基本料	1269点
2	13対1入院基本料	1092点
3	15対1入院基本料	954点

患者視点の重視から、入院基本料等について、看護職員等の配置に係る表記が改められました。

改定前 〔看護職員配置2：1〕

入院患者2人に対し、看護職員1人を雇用している意味しています。

改定後 〔看護職員の実質配置10：1〕

平均して入院患者10人に対し、看護職員1人が実際に勤務していることを意味しています。

また、それぞれの勤務帯で看護職員1人が何人の入院患者を実際に受け持っているかを病棟内に掲示することが、入院基本料等の算定要件となっています。

次に、当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師であることも要件となっています。

〔参考〕 一般病棟入院基本料は、「7対1」からとなっています。本年4月10日付けで、厚生労働省保険局医療課長あて、北浦会長から、「超重症児に対しては、7対1の看護体制をとっている施設もあるので、超重症児の入院率が一定の条件を満たしている場合には、「7対1」の看護を認めるよう要望しているところです。 (山 崎 記)